

労働搾取型人身取引の背景と現実

——ウズベキスタンにおける調査を手がかりに——

K.Ulrike NENNSTIEL

宮 崎 理

労働搾取型人身取引の背景と現実

——ウズベキスタンにおける調査を手がかりに——

K. U. ネンシュティール 宮崎 理
K. Ulrike NENNSTIEL Osamu MIYAZAKI

目次

- はじめに
1. 「労働搾取型人身取引」
の定義と歴史的背景
2. 強制労働に関する理論的
展開
3. ウズベキスタンの概要
4. 事例
5. 考察
おわりに

[Abstract]

Empirical Research into the Structural Causes and Reality of Forced Labor and Human Trafficking in Uzbekistan

“Trafficking” immediately reminds us of poor women forcefully being taken to another country by “bad guys” who are part of a global, highly organized criminal network. Whilst such scenarios do exist, the grim reality is that more than 90% of cases of forced labor and human trafficking are quite different. Most victims of trafficking become forced laborers and many become victims by virtue of being deceived by people from their own neighborhood. Some victims then themselves transform into offenders and the number of adult male victims is growing as well. In this article, we discuss this situation through various means: examining historical documents, using theoretical literature, and through information obtained from victims and members of a supporting non-governmental organization acquired during a field trip to Uzbekistan. The research made it evident that the issue of human trafficking is neither only a problem of “victims” or “offenders” nor is it restricted to the communities or even nations to which these persons belong. Rather, it is clearly based on, and inseparably intertwined with, the interlocking structures of global capitalism. Hence, we argue that in any country of the world personal moral responsibility must be exercised when purchasing cheap goods in light of the fact they may have been produced via forced and/or trafficked labor.

はじめに

「現代の奴隷制度」(modern slavery)と表現されている「人身取引」(human trafficking)は、全世界的な規模で解決を迫られている深刻な人権侵害の問題である。グローバル化が進行する現代において、人身取引には国家の枠組みを越えた対策が必要である。それに加え、人身取引の防止や加害者の取り締まりのための法整備などといった一国内部での取り組み、さらには一人ひとりの具体的な

被害者への支援など、あらゆる次元での対応が求められている。

人身取引をめぐるのは、女性や子ども的人身取引(性的搾取型や児童労働)には注目が集まりやすいが、近年、男性も含む労働搾取型的人身取引も問題となっている。国連麻薬犯罪室(United Nations Office of Drugs and Crime, UNODC)が発行した“Global Report on Trafficking in Persons 2017”では、2004年から2014年までの10年間で、人身取引の被害者のプロフィールが変化してきたと指摘さ

キーワード：労働搾取，人身取引，ウズベキスタン，事例研究

Key words：Forced Labor, Trafficking in Persons, Human Trafficking, Uzbekistan, Empirical Study

れている (UNODC 2016: 6)。顕在化したケースのうち、依然として被害者の多くは女性であるが、2004年には13%だった男性の被害者の割合が、2014年には21%にまで増加している。人身取引被害者のうち、労働搾取のために人身取引された人びとの割合も増加している。特に、南アジアでは、性的搾取型 (15%) よりも労働搾取型 (85%) の方が多く (UNODC 2016: 110)、東ヨーロッパと中央アジアでも、性的搾取型 (31%) よりも労働搾取型 (64%) の方が多い (UNODC 2016: 85)。さらに、2012年から2014年に顕在化したケースのうち、被害者の約42%が国内で人身取引されており、国内での人身取引が増加していることは明らかであると指摘されている (UNODC 2016: 6)。

UNODCは、これらの変化は「人身取引犯罪の共通理解」が進んだことを示唆していると述べている。かつては、人身取引とは、主に遠く離れた国の女性たちを性的搾取のために豊かな社会に送り込むことであると考えられがちであった。しかし、今日では、人身取引の加害者、被害者、搾取の形態、取引の流れの多様性が、刑事司法の実践者たちに認識されるようになり、それが統計にも反映されているのではないかと推測しているのである (UNODC 2016: 6)。

近年、日本においても、労働搾取型の人身取引に注目した研究が散見されるようになった。例えば、「外国人研修・技能実習生のおかれている状況や労働搾取の形態をとる『人身売買』まで視野に入れた佐々木綾子による論考 (佐々木 2011) や、「労働搾取型の人身取引が顕著になっているメコン地域において、とくにタイを中心とした人身取引対策の課題を提起すること」を目的とした齋藤百合子の研究 (齋藤 2016) などがある。また、人身取引への法律関係者の関心は高く、日本弁護士連合会の機関雑誌『自由と正義』64 (11) では、「人身取引被害者の司法救済と

弁護士の役割」と題した特集が生まれ、指宿昭一による「労働搾取型人身取引の実態と司法的救済の取り組み」という論文が掲載された (指宿 2013)。さらに、日本政府も、労働搾取型の人身取引を、解決のための取り組みが必要な問題と見なすようになっていく。政府の「犯罪対策閣僚会議」のもとで開催されている「人身取引対策推進会議」(議長: 官房長官) が発表した『人身取引対策に関する取組について (年次報告)』では、「人身取引の防止」の章において「労働搾取を目的とした人身取引の防止」と題した節を設け、外国人技能実習生の保護のための取り組みが必要であることを論じている (人身取引対策推進会議 2018)。

しかし、いまだに一般的には、人身取引を女性の性的搾取や児童労働問題としてしか捉えられない認識が支配的であり、上記のような現実とは乖離しているのではないだろうか。労働搾取型の人身取引について、そもそもどのような問題なのか、問題の背景は何であるのかなどといった議論が、十分に整理されているとは言い難い。また、人身取引は被害者保護の必要性が極めて高いうえに、多くのケースにおいて国際犯罪組織が関与しており、支援に関わること自体の危険度が高い。そのため、具体的なケースや支援の実態は顕在化しにくく、人身取引を「身近な問題」として捉えづらい現状にある。

これらを踏まえ、本稿では、労働搾取型人身取引の背景と実態の一端を明らかにすることを目的とする。まず、労働搾取型人身取引の定義と歴史的背景について、パレルモ議定書やILOの議定書などを中心に確認する。つぎに、強制労働に関する議論がどのように展開されてきたのか、先行研究を学際的に検討し整理する。そのうえで、筆者らが2017年にウズベキスタンで調査した労働搾取型人身取引の被害者と支援者の事例を提示し、先行研究の知見を踏まえて分析する。

1. 「労働搾取型人身取引」の定義と歴史的背景

1.1. 「人身取引」とは

2000年の国連総会において、「『国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約』を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（パレルモ議定書）が採択されてから、人身取引は深刻な人権問題として広く認識されるようになった。「パレルモ議定書」において、人身取引は以下のように定義されている。

「人身取引」とは、搾取の目的で、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働もしくは役務の提供、奴隷化もしくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。（パレルモ議定書第3条（a））

さらに、続く同条（b）では、「（a）に規定する手段が用いられ場合には、人身取引の被害者が（a）に規定する搾取について同意しているか否かを問わない」と定義されており、同意があったとしても、上記（a）に列挙された手段がとられた場合には、人身取引に該当するとされている。また、続く同条（c）では、「搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、（a）に規定するいずれかの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる」と規定されている。

山田は、人身取引等に関する従来の国際条約と比較したパレルモ議定書の特徴として、

①「人身取引の定義を広く明確化した点」、②「強制的運搬よりも搾取を重視している点」、③「締結国に人身取引を生み出す需要をなくす処置を取るよう規定した点」を挙げている（山田 2016：6）。

①については、以前より問題視されていた女性や子どもの人身取引や強制売春だけでなく、（男性も含む）労働搾取型等も含む幅広いものとして人身取引が定義づけられている。②については、強制的運搬は方法であり、搾取がその目的であることが明確化されている。さらに、強制性について、一般的にイメージされるような「無理やり」だけでなく、騙されたり脆弱な立場に置かれたりすることも含む幅広い定義となっている。③に関しては、パレルモ議定書では、4Psと呼ばれる、人身取引の防止（prevention）、加害者の訴追・処罰（prosecution/punishment）、被害者の保護（protection）、国際協力（partnership）の必要性が規定されており、実践的な内容となっている（山田 2016：6）。

以下では、パレルモ議定書における「搾取の目的」に含まれており、本稿のテーマである「強制労働」の定義に焦点を当てたい。

1.2. 「労働搾取」、「強制労働」とは

1926年に国際連盟（当時）において、「奴隷条約」（Slavery Convention）が締結された。これに伴って、植民地の人びとが法的には「自由」になったはずであるが、支配国の経済的繁栄のために彼／彼女らの労働が相変わらず必要とされていた。ゆえに、支配国の政治家および資本家は、一方では植民地の住民たちの労働力を非常に安く利用すること、他方でそれらの労働者が自国民と同様の条件を要求する権利を否定することの根拠として、強制労働を制限すると同時に、制限の例外も明確にする規定を望んでいた。奴隷条約では、「強制労働」が3つの要素のもとで定義されている。①労働、又はサービス、②処罰の脅

威, ③(労働者の)自発的申し出の欠如である。

この定義に関する様々な議論を検討し, また今日的な視点から考えても, 以下の2点が問題として浮かび上がる。①最初に自発的に労働し始めた場合でも, 労働条件が後から強制的になることがある。②そこで仮に処罰の存在が無くとも, 自分の意思で労働をやめたり逃げ出したりすることができないという条件の可能性(現実として当時でもまれではなかった)がまったく無視されている, という点である(Ollus 2015: 226-229)。

1957年に、「強制労働の廃止に関する条約」(ILO条約105号)によって強制労働が廃止された。ドイツの捕虜収容所をはじめ, 第二次世界大戦の経験と冷戦の状況がその背景となっていた。当時, 国連において米国の労働組合は, ソ連が政治的な反対者を捕虜収容所で処罰したことを批判した。そのことがきっかけで, 「強制労働」の再定義が議論された。そこで, ソ連は「労働者の雇用者への個人的・経済的依存を含む」包括的な定義を要求したが, このような広い定義の案が被雇用者を中心に排除されてしまった。結局, 強制労働の禁止は, 限定的に政治的威圧, 経済発展のため, 労働者の懲罰, ストライキ参加に対する処罰及び, 人種的, 社会的, 国民的, 宗教的差別といった目的に関わるもので定義された。

2005年に発表されたグローバル・レポート(A Global Alliance against Forced Labour)において, ILOは, 人身取引を組織的犯罪の問題としてよりも, グローバルな労働市場の問題として位置づけた。さらに, 2014年のILO総会で採択された「1930年の強制労働条約の2014年の議定書」に関して行われた議論では, 強制労働と人身取引との関係性について, その2つのどちらの方が包括的な現象でどちらがその一形態であるかということの曖昧さが, 改めて明らかになった(Ollus 2015)。しかし, 強制労働を伴わない人身取引が存在し, 人身取引を伴わない強制労働も

存在することは間違いない。また, 人身取引も強制労働もグローバルな資本主義とそれに起因する不平等な世界の労働市場が継続する限り減少するのではなく, むしろこれからも増加するおそれがある。

2. 強制労働に関する理論的展開

2.1. 「奴隷」や「強制労働」の定義問題

奴隷制から, 強制労働, 「不自由労働」(un-free labour), そして資本主義経済の商品化された日常的な労働まで, 一種の連続が存在しており, はっきりとした線引きは大変難しいといわれている。その点について, 例えば, Ollus (2015) が強調しており, また, Paz-Fuchs (2016) は歴史的な具体例を含めながら法律専門家の視座から説明している。英語で “slavery”, “servitude”, “serfdom”, “debt bondage”, “peonage”, “forced labour” という表現がほぼ同様な意味で使われているということもある。ILOは「奴隷労働は強制労働の一種である」とはっきりと述べている(ILO 2005)。

Greenidgeによれば, 「強制労働」と「奴隷労働」との最も大きな違いは, 「強制労働」は国家が国民個人の承認・自主性なしに労働を強いるものであるのに対して, 「奴隷」とは, ある個人が利益を得ることを目的にして, 他人の労働力を用いることである(Greenidge 1954)。

Craneは「奴隷」の定義の曖昧さの理由として, 人々の信念(beliefs)以外に, もう一つの重要な点を指摘している。それは, 「奴隷制」は, 国際的に批判され, 禁止されているので, この表現の使用は政治的に非常にデリケートになっているという点である。「奴隷」という表現を使うならば, 同時に対策の必要・義務が含意されるので, 多くの国の代表者は, むしろ「奴隷の様に」あるいは「強制労働」という表現を優先的に使用する傾向

が強い。ゆえに、「現代の奴隷」を論じる際には、様々な所有者の権限に属する権力の下で行われている多様な慣習が対象となる。Craneは“Anti-Slavery International”というNGOの文書を引用しつつ、奴隷制の決定的な要因として次の4つを挙げている。①脅迫によって強いられた労働、②精神的、身体的虐待、またはその脅威による「使用者」の統制、③非人間化され「物」扱いを受けること、④移動の自由が物理的に制限されるか禁止されること、非常に低い賃金によって経済的搾取に支配されることである（Crane 2013：49-51）。

経済学の視野から端的に述べると、「強制労働」は、処罰の恐怖がないならば誰もが拒否するような労働条件を受け入れざるを得ないという強制のもとで行われる労働である（Sarrica 2015：138）。ILOによれば、2,000万人以上（ILO 2012）の被害者の経済的搾取によって不正に得られた利益は、104億USドルに上っている（ILO 2009：145）。さらに、Belser（2014：17）によれば、国家が押し付けた強制労働は強制労働全体の約20%におよんでいる。

以下では、まず法律の視野から「奴隷」や「強制労働」の特徴を述べて、つぎに、経済学及び他の社会科学の観点から、どのように論じられているのかを検討する。

2.2. 「奴隷」の特徴：尊厳の否定

Paz-Fuchsは、「奴隷」と定義されるものと、現在の資本主義が生み出している一部の労働条件とを比較しながら、奴隷制の特徴として7つの要素を挙げて個別に検討している。それは、①屈辱を与えられる、②個人の所有物化、③脆弱な人びとの搾取、④自由選択の不可能、⑤一般的な労働の基準に満たさない労働条件、⑥労使関係を終了させる権利の不平等、⑦労働時間外まで及ぶ統制である（Paz-Fuchs 2016：762）。

「屈辱」の反対語として使われる「尊厳」は、法律の領域で非常に重要視されているものであり、人権の基礎と考えられることが多い。Hegel（2003）は、人間の尊厳の否定が法律的・社会的権利を制限する手段として使われることを示した。これを前提にすれば奴隷の労働搾取は「目的」であるよりも「屈辱の手段」となる。このような関連は、米国の過去における黒人の扱い方から確認することができる。つまり、黒人を奴隷として扱うということが差別する手段として用いられたのであり、黒人は「奴隷だから嘘つきであり信用できない」という理由から裁判で発言することさえ否定された（Paz-Fuchs 2016：763）。このように尊厳を否定されることをPatterson（1985）は「社会的死」と名づけている。

このように人を「物」のように扱い、社会的に死にいたらしめるという例は、残念ながら、過去のことは限らないことをPaz-Fuchsも指摘している。14世紀において奴隷を買ったある人物は、奴隷を自分のために働かせるためではなく、他人に貸すためだけ購入したと批判されたという。それに対して現在、資本主義の国々で承認されている「派遣会社」は、人びとを「物」のように貸し出すことで商売していることそれ自体は余り批判されないのはどう考えるべきだろうか（Paz-Fuchs 2016：766）。もちろん、派遣会社に雇用された人に派遣先を否定する権利がある（はず）という点で奴隷とは決定的に異なる。この延長線上で、プロのスポーツ選手の「売買」が社会的・経済的地位と実際におかれている条件が引き起こす「矛盾」の例としてよく挙げられる。しかし、筆者らは、彼／彼女らは人身取引の被害者で強制労働を強いられている貧困者とはまったく別物であると考えている。

奴隷＝尊厳の否定が人種の区別の元で行われているかどうかについては、奴隷研究の専門家の間でも意見が分かれている。例えば、Patterson（1985）は、アメリカ合衆国の歴

史を中心に尊厳の否定は人種差別と深い関係をもっていると強調しているのに対して、奴隷研究の第一人者である Kevin Bales は、人種は過去に決定的な要因であったとしても、現在は人種ではなく、巨大な経済力が奴隷制の決定的な要因となっているという立場をとっている (Bales 2015)。

一般論としては、移民が傷つけられやすい立場におかれていることは間違いない。これは彼／彼女らが、特に望まれているわけでもなく、「外」から来て、場合によっては非法で入国したという事情と深い関連がある。その中でも女性の方が傷つけられやすいのは、性的搾取が多いためだけではなく、家庭内奴隷の境遇に陥る危険性が非常に高いというためでもある。家庭内の移民労働が特に問題視されているのは主に次の3つの条件のためである。①ジェンダー化されていること、②被雇用者の家での住み込みを含む親密な関係を持つこと、③24時間の(例えばケア)労働が要求されることが珍しくないことである (Mantouvalou 2006)。人身取引によって、上述した条件の中で労働を強いられている女性は、全世界に400万人ほどいると推測されている (European Parliament 2001)。仮に本人が解放されても、この酷い経験は彼女達の人生全体に長期的に影響を与える。「被害者がおかれている、外部の世界に対する恐怖と結びついている身体的・感情的孤立は、解放の後でも長期的に継続する心理的な問題と混乱を引き起こしている」と指摘されている (European Parliament 2001.7)

2.3.「強制」とは

(裁判などで)強制労働の有無の判断において最も決定的な要素と見なされているのは、最初のステップ(=強制労働の始まり、または移動の始まり)を本人が自主的に行ったかどうかということである。だが、騙されて労使関係に入った人が多いのであるから、入り

口での自主性によって判断するのは不適切であろう。また、例えば国家が強制労働を強いる場合には、間接的な手段を使って大きな圧力をかけることも充分に考えられる。例えば、イギリスとアメリカ合衆国では、過去に「物乞い」が法律的に禁じられた結果、刑務所の収容者が増えると共に、刑務所に収容されることを恐れて、どんなに酷い労働条件でもそれを受け入れて労働契約に同意する人も増えたという (Paz-Fuchs 2016:772)。

強制労働や奴隷制度の背景にある権力構造を利用し、脆弱な人びとを搾取する権力者・雇用主が多いが、裁判ではこれらの条件は「間接的に」影響を与えるに過ぎないものだという理由で、多くの場合無視される。裁判においてはむしろ自主性、非合法性、「避けられない苦難」等の証明の有無が重視されている (Paz-Fuchs 2016:772-775)。また、例えば Srinivasan (1980) の様に、強制労働に導く契約にサインする労働者が、その契約は他の可能な選択と比べて最も良いものだと判断したという意味では、合理的な選択を行っているという立場をとっている人もいる。

「強制労働」のもう一つの特徴として、労働者が自分の意思で関係を終わらせることができないという条件がある。具体的には雇用者からの手付金の要求、パスポートの保管、暴力の行使(またはその脅威)、経済的な処罰などで、労使関係の終結を阻止されていることがあり得る。現在、欧米諸国(例えばイギリス)でも、移民労働者がそれまでの労使関係をやめて別な使用者に変えたいと考えるならば、ビザの種類によっては滞在権が消失してしまう可能性がある (Paz-Fuchs 2016:778-782)。

知識人は奴隷を論じる際に、もともと倫理的な観点を重視していた。経済的な観点が中心となる研究が始まったのは、前世紀の中頃に出版された Eric Williams の“Capitalism and Slavery”(1944)以降である。

「強制労働」という概念がどれほど広く使われているかは、リバタリアンの政治哲学者 Robert Nozick の論点で明らかになる。Nozick にとっては、国家は暴力、詐欺、窃盗などから住民たちを守るという役割のみに制限されるべきであり、それ以上の活動・課題のために税金をとることは、「強制労働」を意味する。なぜならば、人びとが自分の生活に必要なであると思っている以上の労働を行いたくないことを無視して、彼／彼女らが得られるはずの賃金から一部を税金として要求しているからである。その結果、人びとは自分の生活費を得る必要以上に働かなければならなくなる。この分の仕事を Nozick は「強制労働」と呼んでいる (Nozick 1974)。

被害者側に焦点を与える多くの文献と異なり、Crane (2013) は奴隷を使用する会社のマネジメントに注目を向ける。奴隷は法律的権限と人種の区別に基づいた公的に承認された慣習から、次第に違法化・犯罪化され、非公式に、経済的目で行われるものに変化したといえる。経済学の観点から見ると、奴隷制は基本的に違法の手段で最も基本的な資源（つまり労働）を極端に安く手に入れる試みであると言える。

2.4. 労働力不足と労働力の搾取

Sarrica (2015) は、こうした事実を前提に、人身取引や強制労働が使用者と被害者と同時に、さらに両方が属するコミュニティに与える経済的な影響に注目している。人身取引を行う人物が被害者の労働力を狙って搾取すると同時に、実際に被害者の尊厳、健康や命まで搾取するケースが多い。

他方、強制労働によって利益が上がるかどうかについて経済学者は従来から議論してきた。Adam Smith は1789年という早い段階で、奴隷の労働は雇用主と奴隷の必然的な関係の対立を考えれば最も高い労働力であると説明した。それに対して、1958年に Conrad

と Meyer は、奴隷への投資を他の投資と比較する研究を行い、奴隷への投資はより多くの利益を生み出すものであることを示し、Fogel と Engerman は、(少なくとも) アメリカ合衆国の南部の州において奴隷制が生産性を増加させたことを論証した (Fogel/ Engerman 1974)。「新マルサス派」の経済学者が、ヨーロッパの歴史を遡って人口の減少に伴う労働力減少の時こそ封建制が衰弱した、と強調するのに対して、Domar (1970) は、特に土地が広く労働力が不足している時に強制労働が雇用主に魅力的になると強調する。だが、典型的な伝統的社会においては、余分の労働力が存在するので労働の限界製品 (marginal product) が少なく、コストは「自由」な労働と比べて多少安いにしても生産性が低いので強制労働は余りないはずだと論じている。Acemoglu と Wolitzky は詳細な経済学的検討によって、つぎの関連を明らかにした。労働力不足は強制労働の労働者の限界製品を増やすので、雇用主がより大きな脅迫を使って労働者の「努力」・生産性を更に高める傾向を強める。同時に自由な労働者にとってより多くの選択が可能になる効果が生み出される。この2つの効果のうちどちらの方が強いかは、人口の変化が市場価値に与える影響の方が大きいのか、あるいは、労働者の選択幅への影響の方が大きいのかによって異なる (Acemoglu/ Wolitzky 2011)。他方、雇用主が労働者の選択を減らすことで強制を増加させることもある (Belser 2014: 20-21) 労働力不足以外にも、産業構造、労働のつらさ等の要因によって計算の結果は変わってくる。強制労働の雇用主が労働市場に必要とされる賃金と限界生産に対応した賃金より低い賃金を払っているため、経済の総生産は減少する (Belser 2014: 23)。

また別な視野で Allen と Strait (2013) は「触発と磁石 (Catalysis and Magnets)」理論を元に自然災害が強制労働に与える影響

をアメリカ合衆国のハリケーン「カトリーナ」と日本の東日本大震災を具体例に、経済的、社会的、法律の変数記号を使用しつつ検討した。その結果、この3つの変数記号が全て強い影響を与えることを明らかにした。

これらの議論を背景に、Sarrica (2015) は労働市場を軸に強制労働の経済的利益の計算を行った。その結果は、つぎの通りである。

①強制労働の文脈においては労働の提供と需要が合うかどうかは、強制労働の存在の有無と全く関係がない。②労働市場で労働不足があればあるほど強制労働の被害者の損失が大きくなる。③労働内容が難しければ難しいほど被害者の損失が増える。④強制労働によって得られる利益は労働市場と経済状況と無関係に自由な労働によって得られる利益を超えている。影響を与えるのは、有効な犯罪司法制度が存在するかどうかということのみである。⑤被害者への援助、法律の遵守活動、予防活動などは計算に入れなくとも、強制労働の被害者が多ければ多いほど彼／彼女らのコミュニティの損失が大きい。言い換えれば、この場合、労働力を提供する経済的に貧困な社会の財産が強制的に加害者側とその、より「リッチ」な社会へ移される。

2.5. 奴隷使用者のマネジメント

奴隷が法律上禁止されたにもかかわらず増加しているのは、人口の変化、社会環境の変化や支配的価値観の変化が余り広がっていないニッチ（市場の隙間）が存在するからである。自己利益のみを追求する組織がこういったニッチを悪用する。そこでは奴隷を使用する組織には、より正当な労使関係を作らなければならぬという外部の圧力を避ける方法、又は使用している常習行為をより適法に見せる方法を見つける。これらの方法をCrane (2013) は「奴隷マネジメント・ケイパビリティ」(slavery management capability) として論じている。彼は「オペレーショナル

(運用)・ケイパビリティ」としては、ある文脈の中で奴隷の使用を可能にする「搾取するケイパビリティ」と「孤立させるケイパビリティ」を挙げている。またこの奴隷制に適切な文脈を作り上げ継続させる能力として「持続させるケイパビリティ」と「形作るケイパビリティ」を挙げている。

現在でも奴隷が存在しているのは、特に技術的發展の少ない領域の農業、漁業、炭鉱労働と、レンガ造りや絨毯織りの様に手間のかかる産業、また規制が（ほぼ）存在しない家庭内労働や性産業である。更に供給チェーンの末端のマージンが小さく外部のコントロールが少ない小規模ビジネスにおいても存在する。特に労働力が少なく労働力の需要が（例えば農業の場合のように）非常に変化が多い産業、労働の内容が日本の「3K」に対応するような産業では奴隷扱いが生じやすい。奴隷の使用は非合法であり、奴隷及び他の必要な生産手段を供給するネットワークの活動は、社会的規範と不都合であるので、簡単に広がることは無く、むしろ孤立した地域内のクラスターで固まっている。

社会経済的な観点からは、貧困が何よりも重要なプッシュ要因となっている。貧困が、自分のいる場所でよりも他の場所で酷くないと認識され、しかもこの他の場所に行くには仲介者が必要であるということと、貧困者が情報を得る機会が余りなく、結局殆ど仲介者が提供する情報に依存するという条件で、奴隷とされる危険が最も大きい。貧困の要因としては（特に構造的）失業だけでなく貧しい教育も挙げられる。教育水準が低いということは、就職・仕事の可能性を制限するだけではなく、危険への不注意と自分がおかれている条件の理解不足にも結びついていくからである。その結果、強制労働の条件が問題にされたり報告されたりすることもない (Belser 2014)。

以上のことから既に明らかになったと思わ

れるが、地理的に家族や友達、サポートできる知り合いや団体などから離れたところで人間を奴隷として扱うのが使用者側には有利である。物理的、政治的、精神的な距離と共に奴隷化された労働者のコントロールや依存を増加させるコストが低くなるからである。

奴隷労働 (bonded labour) が長期的な伝統や習慣に基づいている国や地域もある。その住民達は、不平等、搾取や差別を当たり前と思い込んでおり、権利意識も欠けているので、奴隷制や強制労働が容易に広がりやすい。その中でも女性、少数エスニック集団のメンバー、また子ども達が犠牲者になる危険が特に大きい。また、宗教・信仰が奴隷扱いや強制労働を「個人的運命」として承認する根拠になることもある (Crane 2013: 57)。

強制労働の背景としては、ガバナンス (governance) の弱さが典型的である。例えば政府の統制能力、法律の実現力、政治的安定、取り締まりの能力、贈収賄のコントロールの弱さ、逆に市民の声や最近特に明白になったマスコミやソーシャルメディアの強さが決定的な影響を与える要因となる。ウズベキスタンの様に、非民主主義的制度と弱いガバナンスが結びついている場合、贈収賄、資源の欠損や悪質なマネジメントによって奴隷や強制労働が行われる危険が非常に大きい。しかしながら、ガバナンスが弱くない (とされている [筆者]) アメリカ合衆国、カナダ、UK、イタリア、日本の様な経済構造の「先進国」においても、「現在形」奴隷の事例がある (Crane 2013: 58)。

奴隷を使用する組織のマネジメントには、暴力、借金マネジメント、計算を不透明化すること、労働力サプライチェーン・マネジメントが非常に重要な手段である。違法性を隠すために被害者に契約書にサインさせる場所で直接的・間接的暴力 (又はその脅威) を使用する。契約によって組織が多かれ少なかれ被害者対所有者の様な権利関係を保障する。

組織の「ボス」及び他の代表者は暴力を用いることを繰り返し見せつけたり、命令に従う人間を優遇的に扱ったりするといった行為を通して一種の「信望的資本」 (reputational capital) を得ることができる。彼らは、労働者が解放や労働負担の軽減を希望する代わりに、「ご都合主義的」な行動をとることを目的にしている (Crane 2013: 59)。

暴力と共に、または暴力の一種として「借金」の操作がある。この方法は特に労働者に移動が必要な場合非常に有効に使用される。奴隷制のネットワーク内での労働者の売買の繰り返し、労働場での高料金の宿泊のシェルターの提供、元の「借金」への高利子付与などの方法によって被害者の「借金」を増加させたり不透明にしたりする。詐欺的に作られた借金の計算書に強制的にサインさせることさえある (Crane 2013: 60)。

Crane が紹介した視点からすると、「計算を不透明にする能力、書類を作らない口頭の計算を作成したり、それを長期的に維持し伝達したりする不法の能力、この計算を、内側及び外側の人を納得させるように正当化する能力とのコンビネーション」 (Crane 2013: 60) が利用されている。

農業の雇用主が労働者の労働力と共に彼・彼女らの「借金」から利益を奪っているような場合には、技術的な改善によって生産性を増やすことは、かえって雇用主に望ましくないこととなる (Belser 2014: 21)。

奴隷の労働力を確保するためには組織暴力団のシンジケートネットワークが使用される。そこでは丈夫な協調関係だけではなく、根本的な協力と信頼関係も必要である。そのためには同じ民族性のような共同のアイデンティティが有効である。ゆえに、労働力を確保するマネジメントのケイパビリティは、外部の圧力からの防御のためにネットワーク内信頼関係を作る能力と、外部に対する不透明さを増加させるために共通のアイデンティティを

使用する能力とを必要とする (Crane 2013: 60-62)。他方、人身取引が発見されるリスクは低く、発見されたとしても刑罰は小さく、高い利益を得られることが、シンジケートネットワークにとって魅力的である (Belser 2014: 22-23)

組織が周りの人々から最低限の承認を受けるためには、自分の行動を正当化する合理化の話し術を使用する。その中で特に多いのは、労働者が労働を拒否するから悪い、他の犯罪者と比較して自分達が「良い方」だ、より高度の恩義を大事にしているなどである。こういった合理化は奴隷や強制労働をノーマライズし、倫理的にそれほど問題ではない慣習に見せたりすることで、多くの場合成功する。人々をこういった文脈に慣れさせるには、他にも多様な方法が使用されているが、被害者を「吸収する」(犯罪者組織のメンバーであるかのように感じさせる)のが最も効率的である。なぜかと言うと、吸収の場合、奴隷のスティグマは団結のために働き、一種の「文化」に変えられるからである。非形式的な陳情運動、贈賄、脅威なども有効につかわれる。こうして「文化的認識の文脈」を作ることを通して市場に関係のないアクターやステークホルダーをも非合法の活動に巻き込むことによって、自分が批判されたり、訴えられたりするリスクを減らすことができる。この様なつながりを Crane は「贈収賄と奴隷制との共生関係」(“symbiotic relationship between corruption and slavery”)と呼んでいる (Crane 2013: 62)。

結果的に奴隷制は、社会変化の中での一つ一時的な現象と見なすべきではなく、社会の組織や制度の中で存在するという事実を Crane は強調する。雇用主はある条件に合った空間を使って、周りにも影響を与えながら違法的な活動を組織的に遂行し、人間を軽侮し、ただの道具扱いして、経済的な利益を得ようとする。このように見た場合、奴隷は資本主義

の中で最も極端な労働力扱いをされるものに「過ぎず」、程度の問題があるにせよ資本主義に内在する労使関係の不平等にそれを生み出す根本的な原因があるといえるのではないだろうか。

2. 6. 奴隷や強制労働の根拠

一般的に「強制労働」は(いわゆる)「発展途上国」において単純労働者の供給を増やしたり該当国が輸出した商品の価格を減らしたりすることによって輸入国の消費者の購買力を高めるという結果を生み出していると想定されている。しかし、同時にそれはその輸入品を対象に競争する会社とその社員・労働者には損害を与えている (Belser 2014: 24)。この望ましくない効果を押さえるために、いわゆる「先進国」の市場で売買される商品の生産過程では、ある労働基準が満たされることを条件にするという対策が WTO に提案されたが、これは否定された。

経済学者は労働市場での取引は基本的に「自由」であることを前提にしているが、実際に人間の歴史を遡ってみると、労働力の取引の多くは「強制的」だったと言える (Acemoglu / Wolitzky 2011)。Ollus (2015: 225) は人身取引は「例外の問題」ではなく、移民に弁護者や権利が欠損する世界において日常的に行われる労働者の搾取の一表現であることを指摘している。言い換えれば人身取引は、傷つきやすい移民が無節操な犯罪者の犠牲になってしまったというような、「弱い」人々と「悪い」人々が(多かれ少なかれ)偶然出会った場所における「事件」ではなく、非常に複雑で多様な側面を含む移住、エージェンシー、権利、グローバル化に根本的な関係のある問題として考えるべきである (Ollus 2015: 225)。Lebaron, Howard, Thibos, Kyritsis (2018) も Ingram (2012) も、この関係の詳細を厳密に分析している。それを簡単にまとめると、つぎのようになる。

豊かな社会に本社があるグローバル大企業は、デザインやマネジメントに集中して、生産、運搬などの部分を全て複数のレベルの下請け会社に任せている。そこで下請け会社同士の国際的な競争が非常に激しくなる。その中でコストを減らすことが可能な部分は非常に限定されており、ほとんど労働の分野のみとなる。そこで労働力のコストを減らすには労働者に労働市場で「公平」とされている賃金以下の賃金を払うことが下請け会社の責任者には最も合理的な方法に見える。他方、労働者はこの賃金で我慢する何らかの強制が無い限り、契約をしない。そこで「何らかの強制」となるのは、身体的・精神的暴力であることもあり得るし、労働者がおかれている経済的な条件であることがより多い。

強制労働を減らすには、グローバルな貧富の格差による移住を不必要にする政策と、国際的に活動する大企業の政治的影響力への有効な対策が最も根本的なもので必要不可欠である。勿論、その上で更にマスコミなどによる情報の提供、国際的に通用する法律、豊かな国をはじめ消費者の注目や価値観の変化などが欠かせない。それらの変化なしには、巨額の子算の対策も小規模で限定的な介入で終わってしまい、奴隷と強制労働を止めることはできなく、それらは今後とも増加するおそれ大きい。

3. ウズベキスタンの概要

3.1. ウズベキスタンとは

筆者らは、2017年、ウズベキスタンにおいて、労働搾取型人身取引の被害者と支援 NGO の代表らにインタビュー調査を実施した。ここでは、調査事例を提示するにあたり、ウズベキスタンに関するデータを概観したい。

ウズベキスタンは、中央アジアに位置する旧ソ連の共和国のひとつである。国連人口基金の統計によると、2017年における人口は

3,190万人である。ウズベキスタン国家統計委員会の統計によると、民族構成は、ウズベク系 (83.8%)、タジク系 (4.8%)、ロシア系 (2.3%)、カザフ系 (2.5%) などとなっており、多民族国家である。国民の90%以上がイスラム教スンニ派である。

もともとソビエト社会主義連邦共和国を構成するウズベク・ソビエト社会主義共和国であったが、1991年のソ連崩壊に伴いウズベキスタン共和国として独立した。しかし、独立後も政治体制に大きな変化は生じず、行政府が強大な権力を握る独裁的な政治体制が続いている。なぜならば、旧ソ連時代に大統領であったイスラム・カリモフが、独立後も2016年に死去するまでの25年に渡って大統領の座に君臨し続けたからである。二院制の議会があり選挙も実施されているが形式的なものであり、政党活動の自由が保障されているとは言いがたい。こうした政治体制が続いてきたのは、対外的には旧ソ連（ロシア）の影響からの脱却を、対内的には多民族の統制の維持を目指してきたことと関係していると考えられる。

関は、ウズベキスタンは旧ソ連地域の中で、「最も権威主義的な政治体制をとる国のひとつ」であると指摘する。カリモフは、強力な治安機関を基盤としつつ、中央と地方の国家官僚を定期的にローテーションすることで対抗勢力が形成するのを防ぎ、自身への忠誠心を競わせてきた。ウズベキスタンの「超大統領制」は、「個人主義に対する集団的価値の絶対的優位、変化を望まぬ保守的な思考、イニシアチブの抑圧といった、農村社会に伝統的な家父長制が残るウズベキスタンの民衆のメンタリティにある程度合致している」という（関 2012：268-269）。

ウズベキスタンの強権的政治体制を維持するのに、「マハツラ」が果たしてきた役割は非常に大きい。マハツラとは、中央アジアのムスリム社会に見られる小規模な居住地域を

単位とした「伝統的な」地縁共同体である。独立後のウズベキスタンでは、社会主義にかわる新たなイデオロギックな支柱として政府主導の民族主義が台頭した。その流れのなかで政府はマハッラの復興を掲げ、政治的に利用してきた。現在、全ての居住区に「マハッラ委員会」がおかれ、最小の行政単位としての機能を担っている。その数は1万以上あり、ひとつのマハッラには150~1500世帯、平均400世帯程が居住している(樋渡 2010:9)。ウズベキスタンでは、マハッラを通じて「活動の組織化や社会的規制、人々の相互作用や相互扶助、外的世界や公権力との相互関係が生まれる。そして権力は共同体の長老と組んでこれを社会に対するコントロールの手段として利用する」という(関 2012:269)。こうした地縁共同体のあり方が、強権的な政治体制を支えるものとして機能してきたのである。

経済的には、強権的な政治体制のもとで独立後も国家の経済介入を維持したまま漸次的に市場経済へ移行してきた。そのため、独立後の工業生産高の下落は、他の中央アジア諸国と比べ低かったと指摘されている(岩崎 2004:191)。しかし、1995年から1999年の年平均インフレ率は600%にもものほり、国民の家計に大きな影響を与えたが、特に、貧困層への打撃は非常に大きかったと考えられる(樋渡 2005:21)。ソ連崩壊が、各共和国に与えた影響は非常に大きなものであった。「計画経済によって生み出されていた過剰な需要の喪失、各国への補助金の打ち切り」が起り、「独立後の各国に財政緊縮、公共サービスの低下を余儀なくさせ、市民の生活にも大きな打撃を与えた」と指摘されている(樋渡 2005:22)。

ウズベキスタンの経済的苦境は、依然として続いている。漸次的であったとしても、経済状況は「自由市場への移行が重視されたために、いっそう悪化した」という(Back=2007 431)。さらに、世界中の他の国々と同

様に、グローバル化が進行するなか国際的な競争にさらされている。IMF 推計による2017年のGDPは478.8億USドル、一人当たりでは1,491USドルである。これは、世界平均の20%に満たない水準である。また、1日2USドル未満で暮らす貧困層は、国民の40%以上を占める1,248万人と推定されている。

しかし、経済的苦境は国民全体に及んでいるわけではない。「物質的な豊かさは、新たに形成された官僚階層やその他の利権をもつ人びとの手に集中し、貧富の差はひじょうに拡大している」と指摘されているように(Back=2007 431-431)、ウズベキスタン社会において、官僚階級や新興富裕層と一般国民、都市と農村の間の格差は極めて大きくなっている。ウズベキスタン国家統計委員会の公式発表による2017年の失業率は、5.8%である。しかし、実際の失業率はより高いとみられる。さらに、就労していたとしても、十分に生活できるだけの収入が得られるかどうかは疑問である。

こうしたソ連崩壊後の市場経済への移行とグローバル化の進行による格差と貧困の拡大は、人身取引のプッシュ要因となっていると考えられる。さらに、強権的政治体制と地縁共同体を通じた社会コントロールのシステムは、人身取引の予防や被害者の権利回復を難しくしている大きな要因であると考えられる。

ここで、ウズベキスタンの女性の状況についても言及しておきたい。社会主義が採用されていたソ連時代において、女性の社会進出は一定程度進んだといえる。その一方で、「女性の役割は、家事、育児であるという認識はソビエト時代を経ても変化することはなかった」(宗野 2014:26)。ソ連崩壊後のウズベキスタンでは、政府主導のナショナリズムが復興するなか、「国をあげて古い家族モデルの復活などに力を入れ、女性は仕事をせず家庭にいることが重要だといった価値観が広がりつつある」という(五十嵐 2009:31)。

このような文脈において、「社会主義的理念のもとに労働し、ウズベキスタンの伝統を忘れがちであった男性に対し、女性たちは家での生活に重点を置くことが多かった。伝統的な民族文化や慣習が色濃く残っていると考えられていた家庭を中心に生活していた女性たちは、伝統文化の保持者である」とみなされている（宗野 2014：26）。

3.2. ウズベキスタンにおける人身取引

人身取引は全てが公になっているわけではなく（むしろ公になっていないものの方が多いと考えられる）、その全体像を把握するのは困難である。そのような中でも、米務省人身取引監視対策本部が、「2000年人身取引被害者保護法」（TVPA）第110条に基づき毎年発表している「人身取引報告書」（Trafficking in Persons Report）には、世界のほぼ全ての国の人身取引の動向に関する情報が集約されている。

同報告書では、各国を人身取引への関与が小さい順に「Tier 1」「Tier 2」「Tier 2 Watch list」「Tier 3」の4段階に分類している。2018年6月に発表された2018年版「人身取引報告書」では、ウズベキスタンは、「Tier 2 Watch list」に分類されている。2016年と2017年は「Tier 3」に分類されていたが、政府の対応策が評価されたのである。

例えば、政府主導で国民を動員して実施している綿花収穫における強制労働が問題であることを、政府が公式に認め、強制労働が減ったことが挙げられる。しかし、同報告書では、2017年の収穫でも、260万人のうち33万6000人が強制労働であったと指摘している。

また、540万スム（約67,250ドル）の予算を、人身取引の被害に遭った男性、女性、および子ども向けの国営シェルターを運営するために割り当てた。しかし、2016年の国営シェルターの利用者は460人であり、政府は多くの被害者を保護していない現状がある。被害

者を捜索したり、加害者を摘発・起訴したりする努力も減少したという。商業的な性行為の需要を減らす努力を怠ったことも指摘されている。

報告書では、人身取引被害者の保護・支援、被害予防において、ウズベキスタン政府に代わって、NGOが重要な役割を果たしていると述べている。例えば、NGOは、国営シェルターにアクセスできない人びとにサービスを提供したり、移住と人身取引に関する電話相談窓口を開設したりしている。これらのNGOに対して、ウズベキスタン政府が資金援助をしたり国有地の使用を許可したりしているなど、一定程度活動を支えていることも評価されている。

なお、2007年から2015年の間、明らかになった人身取引の被害者のうち、60～70%程度が男性である（UNODC 2016：85）。

4. 事例

以下では、2017年に、筆者らがウズベキスタンで調査した事例を提示する。なお、人身取引の被害者や支援者は、個人が特定されることで危険に晒される可能性が極めて高い。そのため、倫理的配慮から匿名化し、詳細な調査地や対象者選定の経緯などについては一切記述しない。

4.1. 被害者A氏の事例

A氏は、背中に障害を持っている中年男性である。障害者の公的援助を受けていたが、肉1キロを購入するのに3万スムかかるのに対し、援助は29.5万スムに過ぎなかったため、労働せざるを得なかった。しかし、雇ってもらえるほど大きな会社はまったくなく、農業の「手伝い」しかできなかった。だが、それでは食べていくのに必要な生活費を得ることはできないので、国境を越えて仕事を探さざるを得なかった。

A氏の兄が、ロシアで仕事を見つけたので、A氏もロシアに行くことにした。そして、「朝鮮半島出身の人」に連れて行ってもらい、牧羊者になった。しかし、その使用者はA氏のパスポートを没収し、労賃は一切払わなかったのである。

ある日、A氏が頼まれて牛に餌を与えていたときに、A氏が使用していた羊飼いの車が火事になった。A氏の使用者はこの火事を、(ほぼ皆無の持ち物を全部なくした) A氏の責任だと言って、A氏にこの車の代金を要求した。A氏の見方によれば、使用者がA氏に借金を課し、長期的に将来にわたってそこで無償で働き続けさせるために意図的に起こした火事だった可能性が高いという。

そこから逃げるしかないと思ったA氏は、ロシア人2人とアルメニア人1人に、別な職場を紹介してもらった。しかし、そこでも「パスポートが無いから」と言って仕事に対する報酬がもらえなかった。つまり、この新しい使用者にも、連れの3人にも騙されてしまったのである。パスポートを持っていないので、「違法の滞在」という理由で警察にも行けなかった。こうして、どんなに頑張っても、十分な生活費を得る見込みがないだけでなく、そこから逃げる見込みさえなくなってしまうという大変な困難に陥ってしまったA氏は、ウズベキスタンにいる姉に電話した。姉は(ウズベキスタンの)警察にも連絡し、A氏が人身取引の被害者支援活動をするNGOとコンタクトを取れるようにした。このNGOのサポートでA氏は、最終的にウズベキスタンに帰ることができて、医療を受けることも、45万スムほどの助成金をもらうことも可能になった。

インタビュー当時、A氏は支援を受けて鶏を飼っていて、生計を立てられるようになっていた。その餌の半年分弱はこの助成金で買うことができるという。A氏は毎日鶏の卵を売る。A氏は親戚から手助けを受けながら

共に生活しなければならない身ではあるが、NGOの支援によって「自分の仕事」を得られたことの意味は非常に大きい。

4.2. 被害者B氏の事例

B氏は、40歳前後と思われる女性である。4人の子どもを養うために夫がロシアに出稼ぎに行き、更に義理の父が家族を援助していた。この義理の父が亡くなって、B氏も収入を得るために外国に行くべきかどうか悩んでいたところ、近所の人の親戚(男性)が車で回って来て、「カザフスタンで高い賃金が払われる仕事のための(女性の?)労働者」を募集した。B氏は2人の知人と一緒に出掛けることになった。「国境を越えるため」といってパスポートが取り上げられた。カザフスタンでは、朝4時から夜8時まで綿花の収穫で重労働し、とてもつらい生活を強いられた。体を洗うには冷たい水のバケツで、食べ物も薄いスープと乾いたパンしかもらえず、何もない廃屋で自分が持ってきていたマットレスで寝た。不満を言えば叩かれた。お金は一切払われなかった。ゆえに、1週間たってから騙されたに違いないと3人は認識した。

B氏は、人身取引の被害者を救う活動をしているNGOに電話をした。マハツラの掲示板にポスターが貼られたりフライヤーが配布されたりするなど広報されていたので、NGOのことは知っていたのだという。しかし、「誰に電話したのか」と使用者に言われ、殴られ何も話せなかった。仲間の女性が秘密裏にNGOと連絡を取った。ウズベキスタンのNGOは、自国・自県でしか活動できないが、カザフスタンにある同様のNGOとネットワークを作っている。そのNGOのソーシャルワーカーの支援によって、B氏たちはパスポートを取り返すことができた。ソーシャルワーカーはカザフスタンの警察と共に、ボスに酷く脅かされたB氏たちを国境まで送り、ウズベキスタンのNGOのソーシャルワーカー

がウズベキスタン側で迎えた。

B氏たちが帰ってから、彼女たちを騙した人物の親戚は、B氏たちに、警察にも弁護士にも絶対に連絡をしないようにと懇願した。騙した本人は別な町に引っ越して同様の詐欺を繰り返し、更に少なくとも10人の女性が被害者になったようである。彼は連れてくる人一人当たりいくらかのお金をもらって、この人身取引を商売にしている。騙された人は帰ることができても噂を立てられたり迫害を受けたりするために自分が経験したことについて話さないで、犯罪者は結局無罪であるだけでなく、更に同じ方法で同じ犯罪を続けることができる。

自国に帰ってからも NGO のサポートは続いた。もう二度と同じように騙されないように、必要な注意や予防設置を教えてもらうと同時に、自力で自営の形で収入を得るために必要な職業訓練を受けた。ソーシャルワーカーは、会話の中でB氏が何を望んでいるのかを聞いてくれ、自身に合いそうな職業について一緒に検討し、職業訓練の内容を決めていった。その結果、現在B氏は菓子を製造しており、2つの店と契約を結んでいる。自分でも直売できている。残り物があればそれを材料と交換してもらえ。B氏は現在の状況について話すと、表情が急に明るくなってニコニコとしながら楽しく話す。

B氏たちの場合、NGOの活動は犯罪・被害を阻止することができなかったが、国境に近い町村で啓蒙活動を徹底的に行っていたので、B氏たちが早い段階でNGOのソーシャルワーカーに直接に電話してスムーズに援助を受けることができた。B氏は、NGOのソーシャルワーカーが助けてくれたことに「非常に感謝している」と言う。人身取引の被害に遭うことで、「恐ろしい思いをたくさんした」が、「助けてくれる人たちに出会えて良かった」と受け止めている。特に、就労のための勉強させてもらったこと、そして自分の仕事

を得られたこと、怒りを共有できたことを、「良かったこと」として挙げる。18歳で結婚して子どもをもうけたB氏は、自分のことを「小中学校しか出ておらず、何の資格もなく、もともと働いていなかった」と言い、「生活のためのお金が必要だったので騙されてしまった」と悔んでいる。「もっと勉強していれば良かった」と口にするが、それは現実的には困難であった。現在、仕事を続けられていることが、エンパワメントになっている。

B氏は、人身取引の対策として、現在NGOが行っているように、潜在的な被害者に教育や職業訓練の機会を設けてエンパワメントする必要があると言う。

4.3. 支援 NGO の代表者 C 氏の事例

C氏は、上記の2人と類似したケースの話に加え、死に至るまで酷い虐待を受けた人のケースも述べた。そして、人身取引の背景にある歴史的・構造的な問題を指摘する。(以下本節は全てC氏の話である)

ソ連時代、ウズベキスタンの失業率はほぼゼロで、「非常に優れた福祉制度」が生活困窮を予防していたと言う。しかし、ソ連崩壊後、失業率が上昇した。能力のあるロシア人は西側諸国に移動し、ウズベク人はロシアに出稼ぎに行くようになった。ウズベキスタン国内の工場で使われていた機械は老朽化し、労働者に賃金が払われなくなっていたため、修理する人もいなくなったので修理されることもなく他国に売却されてしまった。

こうした状況の中で、「他の国で良い仕事」があると言ってウズベク人を騙す組織が増えた。10~20人を連れて詐欺師も一緒に国境を越えるので、捕まることは殆ど全くない。特に女性が被害になることがとても多い。中には、教育水準の高い若い女性も含まれており、家族が外国の「安全な職場」への旅を可能にするためにお金を集めて手渡すことも珍しくない。

しかし、人身取引の組織に典型的なのは、「国境を越えるため」又は、外国に着いてから「レジストレーションのため」と言って全員のパスポートを取り上げることである。それで観光ビザでロシアに入ったり、ウズベキスタンの隣国キルキスタンで別なパスポートが作られたりすることもあり、強制売春の目的で特にドバイ、イスラエル、エジプトに売られることが多い。酷い場合、女性は一日50人にもセックスの対象にされてしまう。「必要な場合」、強制的に薬物を飲ませられることもある。この状況におかれて自殺する女性も少なくない。

例として、騙されてイスラエルに連れて行かれた若い女性のことが挙げられる。彼女は売春することを拒否したので、色々なやり取りの末、氷風呂に入ることを強制された。その結果、最終的に病院で治療を受けても助かる見込みのない重い肺炎になり、ウズベキスタンに運ぶことも不可能な状態で亡くなってしまった。彼女がイスラエルで働くことを母親は許したが、父親は当初から反対していた。結果的に彼女は騙されて亡くなってしまったので、そのことが原因で母親は父親からDVを受け、障害を負ってしまった。

また、マレーシアに連れて行かれた女性の例もある。彼女はウズベキスタン大使館に逃げることができたが、そこの大使は人身取引犯罪者と協力し、彼女を改めて売買してしまったという。

また、残酷な強制労働で体調を壊した人がどこかに棄てられ、「自分で仕事を探さない」と言われる場合もある。このような状態におかれて「パスポートがない」という理由で警察に捕まり、運がよければ人身取引の被害者を支援するNGOに渡されることもあるが、運が悪ければ二次の被害を受けたり、改めて重労働や売春を強制させられたり売買されたりすることもある。

被害者は、帰ることができたとしても受け

た被害について話さない。その理由として、先述の事例でも明らかな通り、新たな被害を恐れるためでもあるが、旅費のために家族がお金を集めたので恥ずかしくて、家族に大変な迷惑をかけたと思う場合もあるし、そうでない場合でもコミュニティは、(特に性的)被害を受けた人に同情を持たないだけではなく、被害を受けたこと自体を当事者の責任にする傾向が強いということもある。例えば、自宅訪問する看護師が被害者がかかってしまった病気を述べれば、それによって被害者が家族から追い出されることになる。

他方、外国に行かずきつい肉体労働でも我慢すれば何とかかなるかと言えば、必ずしもそうとは言えない。国内でも強制労働があり、「銀行の問題のために一時的」などの言いわけで賃金が払われないことも多い。労働契約も失業保険もない。収入がないので家賃をはじめ日常生活に必要な商品のための出費が続くと、借金がどんどん増える一方にならざるを得ない。この増加に歯止めをかける為には職場を変える以外考えられる方法はない。

結局、傷つきやすい人は移動しても移動しなくとも、この「傷つきやすい立場」から逃げ出すことは運が特に良い場合しか可能ではない。言い換えれば、リスクを引き受け自分で努力するしかないということになる。

この様な困難に直面する被害者を支援することを目的にした、様々なNGOが存在する。その一部はソ連時代から残っており、一部は現在の政府が作ったものである。主に、国外から資金援助を受けて活動しているNGOも存在する。活動の内容と影響は(当然だが)それなりに多様である。一般的には、(語彙矛盾であるが)政府が作って運営する「NGO」は「NGO」(non-government organization)とは呼べない。しかし、例えば、ソ連時代から残っており、現在の政府から多少の助成金を受けている障害者団体等もあり、はっきりとした線引きは難しく「曖昧」な形で存在す

る組織も多い。

国連関係の組織としてウズベキスタンやその隣国で IOM (International Organization for Migration) も活動している。だが残念ながら、IOM の国内組織では、影響力のある政治家とコネのある人物によって中心的なポストが占められている。彼／彼女らは、必ずしも人身取引の問題（少なくとも被害者を救うこと）に対して大きな関心を持つ者とは限らない。

ウズベキスタン政府は人身取引の被害者となった女性のためのシェルターを運営しており、警察が被害者をそこに連れて行くことがある。ただ、シェルターの滞在期間は10日間以内と制限されているので、被害者の女性はその後どこかに行けるかと言えば、いずれにせよそれは困難である。

効果的な人身取引対策のためは、警察、秘密警察、外務省、政治家、公衆衛生局などが連携しなければならない。しかし、多くの女性被害者は警察を恐れているのが事実である。また、人身取引問題に対する政府の態度は極めて曖昧である。ウズベキスタンは中央アジアの国々の中で最も早く2008年に人身取引を明確に禁止する法律を作った。それから、（少しずつだが）様々な条件が変わり始め、警察による二次的被害も少なくなった。韓国と労働移民に関する協定を結ぶことによってウズベク人にとっては韓国への出稼ぎが（比較的）安全になった。しかし、そこでも想定外の事件が起きることもあるので、十分な安心感を持って出稼ぎに行くことは難しい。

例えば、ある家族が娘を韓国に行かせるために、住んでいたアパートを売って飛行機の切符を買った。しかし「天候の事情によって」といった理由で飛行機はドバイで一度降りて、乗客はホテルに宿泊させられた。そこでレジストレーションのためにパスポートを渡したところ、人身取引の対象とされてしまったというケースもある。

ウズベキスタンにおける人身取引をめぐる根本的な問題は、政府が「国内に失業問題はなく出稼ぎに外国に行く必要はないので、出稼ぎに行く人はただ楽な生活を求めている『怠け者だ』と強調している」ことである。

C氏が代表を務めている NGO に対する政府の態度も、矛盾していると言わざるを得ない。国外からの来賓も訪れるような公的な集会においては、被害者への援助活動が賞賛される一方で、この NGO のメンバーは日常的に監視・統制されている。また、政府から経済的な援助を受けるのは非常に制限されているが、IOM 等の国際組織から資金提供を受けることに対して批判が浴びせられたり、「スパイ」として扱われたりすることも当然のようにある。

こうした困難な状況にも関わらず、C氏が代表を務めている NGO は、主に次の活動に取り組んでいる。

- a) 被害の予防のための啓蒙活動。特に、「親戚」とか「知っている人」だからと言って「良い仕事」の約束を信じることなく、パスポートはどんな名目で要求されても絶対手離さないこと、ウズベク政府が承認した労働紹介所のみ利用することを注意している。また万が一の場合、どういう風に誰に連絡を取ることができるかを教えている。
- b) 被害者の救済活動。身体的・精神的な治療、必要に応じて住宅を探すこと、職業訓練、自営の開始のために経済的援助など社会への再組み入れのサポート。
お金のさえあれば、女性被害者のためのシェルターを作ったり、性的被害を受けた人を全員に血液検査を可能にしたりしたいという。
- c) 上記の活動を実現するためのファンドレーシング。
- d) 政治家・警察への情報提供や態度変更への要求。被害者を被害者として見分

ける能力を育てるための警官への教育訓練。法律の改善、特に移民労働の条件を法律的に定めて当事者が安心して出稼ぎできるためにロシアなどの隣接の国々との協定・契約を結ぶ様に働きかけを行っている。

5. 考 察

以上、ウズベキスタンで実施した調査をもとに、労働搾取型人身取引の被害者と支援者の事例を提示した。ここからは、先行研究の知見を手がかりにこれらの事例を分析する。

まず、労働搾取型人身取引が引き起こされてしまう背景を、被害者がおかれた状況に注目して考察する。すなわち、なぜ、ウズベキスタンの人びとは、人身取引の被害に遭う可能性があるにも関わらず、国外に就労の機会を求めるとのことである。

被害に遭ったA氏・B氏ともに共通しているのは、ウズベキスタン社会において、生活を組織化するための十分な収入を得ることができず、「外の」社会で就労の機会を得ることを模索せざるを得ない立場に置かれていたということである。A氏は、身体障害のため就労は難しく、公的な保障も不十分であった。B氏は、「小中学校しか卒業しておらず何の資格も持っていない」と自分自身を説明していた。そのような女性が夫と共に家族を養うためにウズベキスタン国内で十分な収入を得られるような仕事に就くことは困難であると言った。いずれの事例においても、国内で脆弱な(vulnerable)立場に置かれた人びとが、国外に生活の展望を見出そうとする中で人身取引の被害に遭っていたのである。

ソ連崩壊とグローバル化の進行の影響を受け、ウズベキスタン国内で十分な賃金を得られるだけの仕事に就くことが難しいという状況が蔓延している。A氏の兄もB氏の夫もそうであったように、ウズベキスタン国外に出

稼ぎに行くことは特別なことではない。A氏もB氏も贅沢な暮らしを望んだのではなく、多くの人びとがそうしているように、生活のための出稼ぎを検討する中で騙されてしまったのである。C氏が語った多くの事例もそうであった。C氏は、性的搾取の被害に遭った女性の事例も語ったが、彼女たちも自らそのような仕事に就くことを望んだわけではなかった。

人身取引は「貧しい国」の人びとが被害者であり「豊かな国」の人びとが加害者であるという単純な構図ではないけれども、それがやはり背景にあるということも、これらの事例は示している。ウズベキスタン国内の状況に注目すると、すべての人びとが貧しいわけではないことが見えてくる。先述したように、独立後のウズベキスタンでは、官僚階級や新興富裕層と一般国民、都市と農村の間の格差が極めて大きくなっている。人びとが「平等に」貧しいのではなく、富の集中が生じており、豊かな者と貧しい者に社会が分断されているのである。当然ながら、人身取引の被害に遭うのは貧しい人びとである。つまり、ウズベキスタンにおける人身取引は、国際問題であるだけではなく、国内問題としての側面も持つのである。

被害者／加害者の構図も、複雑なものである。今回紹介した事例だけでは詳細がわからない点もあるが、A氏・B氏に直接関与し騙した人物は、国際犯罪組織の正規メンバーであるとは言い難い。牧場から逃げ出したA氏を騙した人物は、一緒に逃げ出した人身取引の被害者(であるかのように思われた)人物であった。B氏を騙した人物は、人材募集に訪れた「近所の人の親戚」であった。人身取引犯罪の末端を担う者自身も、そもそも自国内において正規の仕事によって十分に収入を得られない立場に置かれていることもありうる。つまり、直接的な加害者も脆弱な立場に置かれた人びとであることが少なくない様で

ある。このことは、人身取引の被害予防を困難にしている一つの要因である。さらに、加害者が、信頼するに足りるとされる身近な人びとであるならば、被害を防ぐことは困難となる。国際的な動向を見てみると、人身取引を犯罪として取り締まり、加害者を処罰する流れにある。もちろんこのことの必要性は認めるが、それだけで人身取引の根本的な根絶はもたらしにくいことを、本稿で提示した事例は示唆している。

国外に希望を見出そうとする脆弱な立場に置かれた人びとがいる一方で、彼／彼女らの労働力を搾取しようとする資本家たちがおり、人身取引が起こっている。グローバル化が進化する中で激しい競争にさらされている小資本家たちは、安価な労働力を必要としていることもあるかもしれない。

これらを総合して考えるならば、労働搾取型人身取引は、犯罪として取り締まりが必要な問題であるだけでなく、政治的・経済的な問題として対応が必要な問題であることが明らかである。

人身取引の被害の予防や被害者の支援については、どのようなことが言えるであろうか。C氏が代表を務めているNGOのような組織が複数あるものの、端的に言うならば、ウズベキスタンにおける活動は困難を極めている。それは、人身取引に関連する普遍的な問題（例えば、国際犯罪組織と対峙しなければならないことや、被害者捜索の難しさなど）だけでなく、ウズベキスタン特有の問題もある。先述したように、人身取引は人身取引単体の問題ではなく、政治的・経済的な問題をはらんでいる。しかし、ウズベキスタン政府は、国内に失業問題が存在することを認めてはいない。また、行政府が非常に強力な権力を握っているなかで、NGOの活動は大きく制限されてしまっている。

C氏のようなNGOの活動が必要であることは言うまでもない。A氏もB氏も被害に遭っ

てしまったとはいえ、NGOに連絡を取ることで救出され、帰国後も支援を受けて生活の基盤を作ることができた。被害者の回復にとって、ミクロの次元の支援に焦点を当てるならば、自分の仕事を持つことが重要であることを2人の事例は示している。これは、単に生活のための収入を得るというだけでなく、自信ややりがいの獲得につながり、エンパワメントを促すものでもある。逆に言うならば、人身取引の被害に遭うような脆弱な立場に置かれた人びとは、経済的な豊かさから排除されているだけでなく、自己肯定感を持って生きていくことから排除されているのである。

B氏の語りの中にあつたように、被害者を支援するソーシャルワーカーの存在は非常に大きい。人身取引の場合、その被害に遭ったことの困難だけでなく、助かった後に直面する困難も大きい。B氏もC氏も語っていたように、被害に遭ったこと自体がスティグマとなり、自分が地域コミュニティから疎外される可能性が低くない。そのような中で、ソーシャルワーカーには、被害者が収入の手段を得られるようにすること以上の支援が求められているのである。

また、人身取引の被害を予防したり、被害に遭ったときに助けを求めたりできるようにするためには、地域コミュニティでの啓発活動が重要であることも示されていた。先行研究で述べられていたように、マハツラは社会統制の機能を果たしている一方で、相互扶助や教育の機能を果たしている側面もある。社会資源として、既存の地域コミュニティをどのように活用するのが問われているであろう。さらに、被害者を排除しないようなコミュニティへと変革することも不可欠である。

しかしいずれの活動についても、NGOの努力だけで継続できるようなものではない、国際機関による取り組みが前進しようとも、各々の国の内部での対策が取られないならば効果は限定的である。特に、ウズベキスタン

のような国では、政府が主体的に人身取引問題に取り組むとともに、(文字通りの意味において) NGO の活動を支えるための資金的援助を促進することが必要である。そのためには、国際的な働きかけが重要となってくる。

おわりに

本稿では、労働搾取型人身取引の背景と実態の一端を明らかにすることを目的とし、労働搾取型人身取引や強制労働に関する先行研究を学際的に検討し整理するとともに、筆者らが2017年にウズベキスタンで調査した労働搾取型人身取引の被害者と支援者の事例を取り上げ論じてきた。

先行研究を検討することで明らかになったのは、人身取引問題の複雑さである。人身取引は組織犯罪の問題であるだけでなく政治的・経済的な問題でもあり、国際問題であるだけでなく国内問題でもある。さらに、被害者に十分な支援が届かなかつたり、コミュニティから排除されることも少なくない。それらのことが、人身取引の根本的な解決が必要でありながらも難しくしている。

人身取引は、特殊な問題ではなく、グローバルな経済体制において生じているある意味普遍的に見られる問題である。そのことは、一見すると人身取引と何ら関係がないかのように思われる人びとも、道義的な責任があることを示唆している。われわれの周囲には、直接的にであれ、間接的にであれ、人身取引によって労働搾取された人びとが関与した商品が溢れている。そのような中で、「消費者」としては、どのような選択をすべきかを常に意識しなければならない。

また人身取引について、「遠い国」で起きていることのみならず、国内で起きていることについても実態を把握することは難しい。例えば、日本は人身取引の代表的な受け入れ

国の一つであるが、そのことを実感を持って認識している者は少ないのではないだろうか。

最後に、調査に関して「考察」において論じたことに加え、つぎのことを述べて起きたい。それは、ウズベキスタンで人身取引の予防と被害者支援のために活動している人びとの力強さである。調査に応じたC氏は、困難な状況にありながらも、活動に尽力していることを生き活きと語っていた。危険を顧みず国家や国際犯罪組織と対峙しながら、人びとと共に実践するその姿に、筆者らは尊敬の念を抱かずにはいられなかった。筆者らは、人身取引の被害にあったA氏が、支援を受けて鶏の飼育をしている現在の様子の写真を見せてもらった。そこには生き活きと働くA氏の姿が写っていた。B氏は、ソーシャルワーカーの支援に対して、「感謝している」と笑顔で語っていた。彼/彼女らの現在の姿は、C氏のような人びとの支援があつてこそのものである。

人身取引の被害の現状が顕在化し難いと同様、支援に奮闘している人びとや被害から回復した人びとの現状も顕在化し難い現実がある。人身取引の被害者が支援を必要としているだけでなく、支援者もまた支援を必要としている。われわれは、人身取引の現状を知るのみならず、支援者との国際的な連帯を作るために努力することが求められているのではないだろうか。

〔参考文献〕

- Acemoglu, Daron, Wolitzky, Alexander (2011), 'The Economics of Labor Coercion; in: *Econometrica*, Vol. 779, No. 2; pp. 555-600.
- Allen, Elizabeth D., Strait, Patricia B. (2013), 'Natural Disasters as a Magnet for Forced Labor: The United States and Japan Case Study; in: *The Global Studies Journal*, Vol. 5, Issue 2; pp. 115-125.
- Back, Tae Hyeon (2001), 'The Social Reality Faced by Ethnic Koreans in Central Asia'

- “*Korean and Korean American Studies Bulletin*”, Vol.2 (2)&(3), East Rock Institute: New Haven. (=2007, 柏崎千佳子訳「中央アジアのコリアンが直面する社会的現実」高全恵星監修『ディアスポラとしてのコリアン:北米・東アジア・中央アジア』新幹社)
- Bales, Kevin, Datta, Monti (2015), Slavery as Social Institution; in: *International Encyclopedia of the Social & Behavioral Sciences Reference Work*; pp. 43-48.
- Belser, Patrick (2014), The Economics of Slavery, Forced Labor and Human Trafficking; in: *The Encyclopedia of Law and Economics*. Elgar Publishing; pp. 1-36.
- Conrad, Alfred, Meyer, John (1958), The Economics of Slavery in the Ante-bellum South; in: *Journal of Political Economy*, 66 (2); pp. 95-130.
- Crane, Andrew (2013), Modern Slavery as a Management Practice: Exploring the Conditions and Capabilities for Human Exploitation; in: *Academy of Management Review*, Vol. 38, No. 1, 45-69.
- Domar, Evsey D. (1970), The Causes of Slavery and Serfdom: a Hypothesis; in: *The Journal of Economic History*, Vol. 30, No. 1; pp. 18-32.
- European Parliament (2001), *Recommendation 1523: Domestic Slavery*. <http://assembly.coe.int/nw/xml/XRef/Xref-XML2HTML-en.asp?fileid=16924&lang=en> (2018年10月25日).
- Fogel, Robert W., Engerman, Stanley L. (1974), *Time on the Cross: The Economics of American Negro Slavery*. Boston: Little, Brown and Company.
- Greenidge Charles W.W. (1954), *Slavery in the United Nations*, Louisville: Lost Cause Press.
- Hegel, Georg W.F. (1970), *Phaenomenologie des Geistes*. Frankfurt a. M.: Suhrkamp.
- 樋渡雅人 (2005)「ウズベキスタンのプライベート・トランスファー (私的資源移転): 社会保障機能の分析」『アジア経済』4:21-46。
- 樋渡雅人 (2010)「ウズベキスタンの『マハツラ』と『自治村落論』: 地縁共同体の国際比較に向けて」『経済学研究』60 (2):3-26。
- 指宿昭一 (2013)「労働搾取型人身取引の実態と司法的救済の取り組み」自由と正義64 (11):56-61。
- 五十嵐徳子 (2009)「旧ソ連の共和国で大量の専業主婦は誕生するのか」『比較経済研究』46 (1):17-34。
- ILO (2005), *A Global Alliance Against Forced Labour: Global Report under the Follow-Up to the ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work*. Geneva: International Labour Office 2005, 8.
- ILO (2009), *The Cost of Coercion: Global Report under the Follow-up to the ILO Declaration on Fundamental Rights and Principles at Work*. Geneva: International Labour Office 2009.
- ILO (2012), *Global Estimate of Forced Labour: Results and Methodology*. Geneva: International Labour Office 2012.
- Ingram, David (2012), The Structural Injustice of Forced Migration and the Failings of Normative Theory. *Perspectives on Global Development and Technology PGDT* (2012): pp. 50-71. <https://www.opendemocracy.net/beyond-slavery/genevieve-lebaron-neil-howard-cameron-thibos-penelope-kyritsis/confronting-root-causes>
- 岩崎一郎 (2004)「市場経済移行とマクロ経済実績」岩崎一郎他編著『現代中央アジア論: 変貌する政治・経済の深層』日本評論社:177-200。
- 人身取引対策推進会議 (2018)『人身取引対策に関する取組について (年次報告)』首相官邸。
- Lebaron, G., Howard, N., Thibos, C., Kyritsis, P. (2018), Confronting root causes: forced labour in global supply chains. in: Open Democracy.
- Mantouvalou Virginia (2006), Servitude and Forced Labour in the 21st Century. in: *Industrial Law Journal* 35(4) pp. 395-414.
- Nozick, Robert (1974), *Anarchy, State, and Utopia*. New York: Basic Books, Inc. Publishers.
- OECD 1996 [Belser 2014 より]
- Ollus, Natalia (2015), Regulating forced labour and combating human trafficking: the relevance of historical definitions in a contemporary perspective; in: *Crime, Law and Social Change*, June 2015, Vol. 63 Issue 5:

- pp. 221-246.
- 大久保史郎編 (2007)『人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング』日本評論社。
- Patterson, Orlando (1985), *Slavery and Social Death: A Comparative Study*. Harvard University Press.
- Paz-Fuchs, Amir (2016), Badges of Modern Slavery; in: *Modern Law Review*, Vol. 79 No. 5: pp. 757-785.
- 齋藤百合子 (2016)「メコン地域における人身取引対策の課題: タイの労働搾取型人身取引への対応」明治学院大学国際学研究49:123-138。
- Sarrica, Fabrizio (2015), Stealing Labour: An Economic Analysis of Forced Labour and Human Trafficking; in: *Forum on Crime and Society*, Vol. 8; pp. 137-154.
- 佐々木綾子 (2011)「「人身売買」の定義再考にむけて「いわゆる人身売買」と労働搾取問題」大原社会問題研究所雑誌627:30-44。
- 関啓子 (2012)『コーカサスと中央アジアの人間形成: 発達文化の比較教育研究』明石書店。
- 宗野ふもと (2014)「合い間の仕事としての手織り物生産: ウズベキスタンにおける社会変容と女性」『アジア・アフリカ地域研究』13 (2): 212-248。
- Srinivasan, T. N. (1980), Bonded Labor Contracts and Incentives to Adopt Yield-raising Innovations in 'Semi-Feudal' Agriculture; in: *Indian Economic Review*, 14; pp. 165-169.
- United Nations Office of Drugs and Crime (UNODC) (2018), "Global Report on Trafficking in Persons 2017".
- U. S. State Department's Office to Monitor and Combat Trafficking in Persons (2018), "Trafficking in Persons Report 2018".
- Williams, Eric (1944), *Capitalism and Slavery*. The University of North Carolina Press.
- 山田美和 (2016)「「人身取引」問題の学際的研究の試み」山田美和編著『「人身取引」問題の学際的研究: 法学・経済学・国際関係の観点から』アジア経済研究所: 3-32。